

主な障害福祉サービス等の内容

訪問系サービス — 居宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービス

サービス名	サービス内容	対象となる方
居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分1以上の方
重度訪問介護	重度の障害があり、常に介護が必要な障害者につき、居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を総合的に行います。	区分4以上の方で、二肢以上に麻痺があり、認定調査項目の「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「できる」以外と認定されていること
行動援護	知的障害、精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常に介護が必要な方で、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。	区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目(11項目)等の合計点数が10点以上である方
同行援護 (平成23年10月から)	重度の視覚障害により移動が困難な障害者に、外出時に同行して移動の支援を行います。	支給対象者を特定するための評価指標満たす方
短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う方の疾病などの場合、短期間の入所をして、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	区分1以上の方
重度障害者等 包括支援	常に介護が必要な障害者であって、その介護の必要の程度が著しく高いものにつき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します。	区分6以上で意思疎通に著しい困難を有する方で、 【1】重度訪問介護の対象で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者で、 ・気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 ・最重度知的障害者 【2】認定調査項目の行動関連項目等の合計点数が15点以上の方

日中活動系サービス — 昼間の活動を支援するサービス

サービス名	サービス内容	対象となる方
療養介護	医療が必要な障害者であって常に介護を必要な障害者であって、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等で区分6以上の方 ・筋ジストロフィー、重症心身障害者で区分5以上の方 ※利用期間の制限なし
生活介護	常に介護が必要な障害者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行います。	区分3以上の方(施設入所者は区分4以上の方)、年齢50歳以上の場合は、区分2以上の方(施設入所者は区分3以上の方) ※利用期間の制限なし
児童デイサービス (平成24年4月から 児童福祉法上の サービスになる予定)	早期療育のために児童を、施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童
自立訓練	自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・機能訓練:身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障害者 ・生活訓練:生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的・精神障害者
就労移行支援	就労を希望する障害者につき、一定期間、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	65歳未満の方 利用期間標準24か月
就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ・A型(雇成型):65歳未満の方、雇用契約を結ぶ ※利用期間制限なし ・B型(非雇成型):就労に結びつかなかった方 ※利用期間の制限なし

居住系サービス — 入所施設で住まいの場としてのサービス

サービス名	サービス内容	対象となる方
共同生活介護 (ケアホーム)	共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	知的障害者、精神障害者で区分2以上の方 ※利用期間の制限なし

施設入所支援	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> 生活介護利用者は、区分4以上の方(50歳以上の場合は、区分3以上の方) 自立訓練又は就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により、通所することが困難である方など
共同生活援助 (グループホーム)	地域において共同生活を営むのに支障のない障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。	<p>知的障害者、精神障害者</p> <p>※利用期間の制限なし</p>

補装具費の支給

サービス名	サービス内容	対象となる方
補装具の交付・修理	身体障害のある方が日常生活や就学、就労のために、身体機能を補完・代替する補装具を製作・修理する場合、補装具費を支給します。	身体障害者手帳の交付を受けた方

地域生活支援事業 — 障害者が地域生活を円滑に送るための様々なサービス

サービス名	サービス内容	対象となる方
相談支援事業	障害福祉サービス等の利用援助(情報の提供・相談)、専門機関の紹介、その他の相談を行います。	全ての方
コミュニケーション支援事業	聴覚障害のある方等に手話通訳者を派遣して支援します。	<p>【手話通訳者の派遣】 身体障害者手帳を持っている聴覚、音声・言語機能障害者</p> <p>【要約筆記者の派遣】 ① 身体障害者手帳を持っている聴覚障害者等で手話を使わない方 ② 聴覚障害者団体</p>
日常生活用具給付事業	日常生活用具の給付を通じて、障害のある方の日常生活の便宜を図ります。	身体障害者手帳の交付を受けた方又は知的障害のある方又は精神障害のある方

移動支援事業	社会生活上の必要な外出、余暇活動等の社会参加の外出について、介護支援を行います。	肢体不自由1級で車いす常用利用の方、視覚障害1・2級の方、身体障害者手帳の交付を受けた児童、知的障害者・児、精神障害者・児。ただし、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援対象者は除きます。
地域活動支援センター	障害のある方に創作的活動や社会との交流の機会等を提供します。	施設により異なります。
日中短期入所事業	短期入所施設で宿泊を伴わない日中に、入浴・排せつ又は食事等の介護や日常生活上の支援を行います。	身体障害者手帳所持者、知的障害者、精神障害者、障害児
巡回入浴サービス	入浴が困難な在宅の重度障害者に対して、巡回入浴車による入浴サービスを行います。	肢体又は体幹機能障害1・2級の身体障害者手帳をお持ちの方で、家庭や公衆浴場での入浴が困難な方。ただし、介護保険の要介護認定又は要支援認定を受けた方を除きます。

文京区単独事業 — 区が単独で行っている法外のサービス

サービス名	サービス内容	対象となる方
短期保護	障害者・児(3歳以上)の介護にあたっている家族が、疾病・事故・冠婚葬祭・出産・学校行事・休養等の理由で介護を行うことが困難なとき、家族に代わり時間単位で2施設において保護する制度です。	障害者・児(3歳以上)
障害のある中・高生の放課後居場所対策事業	障害のある中・高生を放課後及び長期休暇の期間お預かりし、日常生活上の支援、レクリエーション等の社会適応訓練等を行います。	区内在住の身体障害・知的障害のある中・高生で特別支援学校又は特別支援学級に通学している方